

JRIS 一問一答

一問一答【2009】15号

2009年9月7日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司
法律顧問 吳菊華

e-mail : gokikuka@jris.com.cn

URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-50451677 fax : 021-50546122



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

質問：

中外合弁企業の設立に当たり合弁契約を締結しましたが、その後理解の相違が生じました。中方は合弁契約の雛形を日方が提出したことを理由に、標準契約の提供側である日方に不利な解釈をすべきと主張していますが、これは正しいのでしょうか。

回答

《中華人民共和国契約法》¹（以下、《契約法》という）第126条において、中華人民共和国国内において履行する中外合弁経営企業契約、中外合作経営企業契約及び中外合作探査自然資源契約は中華人民共和国の法律を適用すると規定しています。また、当該規定は強制規定であり、当事者間の約定で適用を回避することはできません。よって、締結した合弁契約は中華人民共和国法律を適用し、契約条項の解釈も中華人民共和国の法律に基づくことは疑いの余地はありません。

《契約法》第41条では、標準契約条項の解釈について、「標準約款の理解において争いが生じた場合、通常を理解を以て解釈しなければならない。標準約款は二通り以上の解釈がある場合は、標準約款提供側に不利な解釈をしなくてはならない。標準約款と標準約款以外の条項が一致しない場合、標準約款以外の条項を採用しなければならない。」と定められており、要するに紛争が生じた場合、契約書の雛形を提供した側に不利に解釈すべきということが定められています。しかしながら、本件のケースにおける貴社の場合は適用しないと思われれます。以下に、その根拠を説明します。

そもそも、標準契約条項とは、当事者が反復して使用するためにあらかじめ制定し、契約締結の際に相手方と協議を行わず決めてしまう条項²で、相手方と協議せず条項を決めてしまうという特徴を有しています。これによって問題になるケースとして上げられるのは

¹ 1999年3月15日公布、1999年10月1日より施行。

² 《契約法》第39条第2項において、「標準約款とは当事者が反復して使用するためにあらかじめ制定し、契約締結の際に相手方と協議を行っていない場合の条項をいう。」と定義しています。

中国で言うところの「霸王条款」というものです。これは一部の経営者が一方的に得指定した法定義務を逃避したり、自身の責任を減免するような不平等な書式の契約、通知、声明及び店頭告示または業界慣例等により消費者の権利を制限し、大衆の利益をひどく侵害するようなものを言います。最近中国では銀行や保険会社の約款がこれに該当するという意見が見られるようになって来ています。しかしながら、貴社は協議を効率よく進められるようにするため、合弁契約のひな形を提供し、また、契約を締結する際も、相手方と何度もの協議を経たうえで、現在の合弁契約の締結に至ったわけですので、《契約法》第41条で言うところの標準契約条項とみなされるべきではありません。よって、理解の相違が生じた条項の解釈も貴社に不利に解釈すべき理由はありません。

今回のケースでは、ひな形の提供側である貴社は契約締結の際に相手方と平等で十分な協議を経た上で合弁契約を締結しています。従って、合弁契約の条項の解釈は、《契約法》第125条³に基づき、合弁契約において用いられる語句、関連条項、契約目的、取引慣習及び誠実信用の原則に沿って当該争議のある条項の真実意思を確定するといえます。

また、《契約法》では、標準契約を使用して、契約を締結する場合、標準約款の提供側は公平の原則を遵守して当事者間の権利及び義務を定め、かつ合理的な方法により相手方にその責任を免除又は制限する条項についての注意を促し、相手方の要求に応じて、当該条項について説明をしなければならない⁴と標準契約の提供側に義務が課せられています。さらに、標準約款において、第52条⁵及び第53条⁶に規定する事由があり、または、標準約款の提供側が自己の責任を免除する一方で相手方の責任を加重し、相手方の主要な権利を排除するような場合は、当該約款は無効とする⁷等、条項内容への制限があることから、標準契約の利用においては十分な留意が必要です。

以上

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

³ 第125条：当事者が契約条項の理解に争議が生じる場合、当該契約で用いられる語句、契約に関する条項、契約の目的、取引慣習及び誠実信用の原則に則り、当該条項の真実意思を確定しなければならない。

⁴ 《契約法》第39条第1項。

⁵ 《契約法》第52条：次の各号のいずれかに該当する場合、契約は無効とする。(一) 一方が詐欺、脅迫の手段を用い、国家の利益に損害をもたらす契約；(二) 悪意をもって共謀し、国家・集団又は第三者の利益に損害を与える契約；(三) 合法的形式で違法な目的を隠した契約；(四) 社会の公共利益を害する契約；(五) 法律、行政法規の強制規定に違反する契約。

⁶ 《契約法》第53条：契約中における次の免責条項は、無効とする。(一) 相手方の人身に障害を与える場合；(二) 故意または重大な過失により相手方の財産に損害をもたらす場合。

⁷ 《契約法》第40条。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。